

年末年始における税關業務の取扱いと協力依頼

寒冷の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も間もなく年末を迎えることとなります、年末年始の通關業務等を円滑に処理するため、税關業務の取扱いを下記のとおりといたしますので、ご協力ををお願い申し上げます。

記

I 各業務の取扱い**1. 当直通關部門**

通常どおり業務を行います。

2. 一般通關部門

平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までの間における通關事務については、当直通關部門で行います。なお、12月28日（金）の通關事務については、混雑が予想されますので、できる限り早めに申告して下さい。また、輸入申告については、予備審査制の積極的な活用をお願いします。

3. 保税關係

平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までの間における保税事務については、当直通關部門で行います。なお、保税運送・減却・古包装材等の包括申請の期限が年末で満了する場合は、予め保税部門で更新手続きを行って下さい。また、年末年始中に予想される特異な事案については、12月28日（金）までに保税部門に相談して下さい。

※特異な事案については、出来る限り早めに保税部門まで相談願います。

4. 別送品通關關係

平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までの間に別送品の通關を希望する場合は、事前に通關第9部門、南部事務所においては通關第17部門にご相談下さい。また、閉庁時における相談は、当直通關部門に申し出て下さい。

5. 南部事務所關係

平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までの間、南部事務所については閉庁となります。この間の南部事務所関係の業務につきましては合同庁舎側で受付を行ないます。なお、12月28日（金）までの申告の内、保留、検査等で、閉庁期間中に合庁における処理を希望する場合は、12月28日（金）までに担当部門に申し出てください。

II その他留意事項**1. 収納關係**

- ① 納期限延長に係る9月分の納期限は、平成31年1月4日（金）となります。
- ② 年末年始及び1月4日（金）に口座振替を利用される方は、口座不足とならないよう事前に残高の確保をお願いします。
- ③ BP及び納期限延長扱いに係る担保については、十分な確保をお願いします。
- ④ マルチペイメントネットワーク（ペイジー、リアルタイム口座振替）を利用される方は、金融機関により利用可能日・時間等が異なりますので事前に確認をお願いします。
- ⑤ 平成30年12月28日（金）以降に直納扱いで小切手を以て納税される場合、税關で受領出来る小切手は、12月28日以降振出しの小切手（先日付小切手を除く）に限られますので留意願います。

2. NACCS關係

NACCSの運用につきましては、「NACCS掲示板」により、後日、案内されることとなります。